改正後

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四条を加える。

第二条　（略）

第三条　（略）

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

第四条　特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。	ト　次のいずれかに該当すること。 (1)　第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一月以上一年未満の期間帰国してから特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 (2)　第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置）

第五条　旧特定就労活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二条を加える。

第二条　（略）

第三条　（略）

（新設）

（新設）